

多 治 見 市 消 防 本 部

火災予防指導運用指針

制 定

平成 13 年

最終改正

令和8年4月1日

原則事項

1 この指針は、消防法、消防法施行令、消防法施行規則、消防庁長官告示、通知通達及び質疑応答によるほか、解釈基準、運用方法に関する細則を定めるものであること。

2 その他この指針の内容によらない事案が出た場合は、消防本部予防課と協議し、判定等を行うものであること。

3 この指針中の略称は、次のとおりとする。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）	・ ・ ・ ・ ・	法
消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）	・ ・ ・ ・ ・	施行令
消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）	・ ・ ・ ・ ・	施行規則
危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）	・ ・ ・ ・ ・	危令
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）	・ ・ ・ ・ ・	危規
多治見市火災予防条例（昭和 48 年条例第 28 号）	・ ・ ・ ・ ・	条例
多治見市火災予防条例施行規則（昭和 55 年規則第 12 号）	・ ・ ・ ・ ・	条例施行規則
多治見市消防法施行細則（平成 15 年規則第 77 号）	・ ・ ・ ・ ・	法施行細則

多治見市消防本部火災予防指導運用指針

目次

第1章	防火管理	
第1	防火管理者	
1	防火管理業務の委託について	・・・ 1
2	防火管理業務の委託の要件について	・・・ 1
3	工事中の防火対象物における防火管理について	・・・ 1
4	消火訓練及び避難訓練の通報方法について	・・・ 2
5	甲種防火管理再講習について	・・・ 2
第2	収容人員の算定	
1	固定イスについて	・・・ 2
2	共同住宅部分の収容人員の算定について	・・・ 2
第3	消防計画	
第4	防火対象物定期点検報告制度	・・・ 2
1	集会場の防火対象物定期点検報告について	・・・ 2
第5	防災規制	
1	防災防火対象物	・・・ 3
2	防災対象物品	・・・ 3
3	防災表示について	・・・ 4
第2章	消防用設備等の設置	
第1	無窓階	
1	有効開口部について	・・・ 4
2	開口部の条件	・・・ 5
3	窓に貼付されたフィルム	・・・ 6
4	低放射ガラス加工（Low-E ガラス）について	・・・ 7
5	敷地外の空地に面する開口部	・・・ 7
6	棚、ラック等	・・・ 7
7	庇	・・・ 7
8	ポーチ、ピロティ等の床面積の扱い	・・・ 8
9	通路その他の空地の柵等	・・・ 8
10	シャッター等の水圧開放装置の設置箇所	・・・ 8
11	昭和 49 年 12 月 31 日以前に建築された防火対象物 （新築、増築の工事中のものを含む。）の無窓階について	・・・ 8
第2	防火対象物の項別判定	
1	集会場について	・・・ 9

2	自動車展示場併用修理工場について	・ ・ ・ 9
3	個室について	・ ・ ・ 9
4	小規模の学習塾等について	・ ・ ・ 9
5	駐輪場について	・ ・ ・ 9
6	「おおむね等しい」の解釈について	・ ・ ・ 9
7	子ども食堂について	・ ・ ・ 10
8	産後ケア事業について	・ ・ ・ 10
9	タイヤ販売店について	・ ・ ・ 10
10	棟内の入居者がいない区域について	・ ・ ・ 10
11	シェアハウスについて	・ ・ ・ 10
第3	施行令第32条について	
1	申請について	・ ・ ・ 10
2	複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の 取扱い	・ ・ ・ 11
3	冷凍室または冷蔵室の用途に供する消防用設備等の設置について	・ 11
4	連結送水管の樹脂配管について	・ ・ ・ 11
5	仮設建築物における消防用設備等の取扱い	・ ・ ・ 11
6	倉庫（14）項の誘導灯について	・ ・ ・ 11
7	消火設備の配管及びポンプの併用について	・ ・ ・ 11
8	消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて	・ ・ ・ 12
9	感熱開放継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を 開放する継手）について	・ ・ ・ 12
10	特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準 特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて	・ ・ ・ 12
第4	建築物が庇等で接続されている場合の取扱いについて	・ ・ ・ 13
第5	建築基準法関係	
1	庇の屋内的用途に供する部分の床面積について	・ ・ ・ 13
2	階と階の間に建築された床等の取扱いについて	・ ・ ・ 13
第3章	消防用設備等の技術基準	
第1	消火設備	
1	消火器	・ ・ ・ 15
2	消火器の付加設置について	・ ・ ・ 15
3	屋内消火栓設備	・ ・ ・ 18
4	屋外消火栓設備	・ ・ ・ 18
5	屋内外消火栓設備の代替について	・ ・ ・ 18

6	動力消防ポンプ設備	・ ・ ・ 18
7	F R P 製の水槽について	・ ・ ・ 19
第 2	警報設備	
1	自動火災報知設備	・ ・ ・ 19
2	特定小規模施設用自動火災報知設備	・ ・ ・ 21
第 3	避難設備	
1	避難器具	・ ・ ・ 21
2	誘導灯	・ ・ ・ 22
第 4	消火活動上必要な施設に関する基準	
1	非常コンセント設備	・ ・ ・ 22
2	連結送水管	・ ・ ・ 23
第 4 章	火災予防条例	
第 1	条例の届出	
1	露店等の開設届出書について	・ ・ ・ 23
2	露店等の消火器の設置について	・ ・ ・ 23
3	変設備、急速充電設備（以下「変電設備等」という。）の 全出力の算定について	・ ・ ・ 23
4	石窯の取扱いについて	・ ・ ・ 23
5	玩具用煙火について	・ ・ ・ 24
6	乾燥設備について	・ ・ ・ 24
7	厨房設備について	・ ・ ・ 24
8	火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届 出について	・ ・ ・ 24
9	劇場等の客席について	・ ・ ・ 24
第 2	少量危険物	
1	危険物を取扱う設備について	・ ・ ・ 25
2	同一場所で貯蔵し、又は取扱う危険物の数量算定について	・ ・ ・ 25
3	屋外の少量危険物貯蔵取扱所について	・ ・ ・ 26
4	屋内の少量危険物貯蔵取扱所について	・ ・ ・ 26
5	屋外タンクについて	・ ・ ・ 27
6	屋内タンクについて	・ ・ ・ 27
7	リチウムイオン蓄電池の取り扱いについて	・ ・ ・ 27
第 3	指定可燃物	
第 4	火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について	・ ・ ・ 28
第 5	多治見市火災予防条例の特例適用について	・ ・ ・ 29